

ゆたかな学びの実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どものゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。子ども達のゆたかな学びを保障し、学校の働き方改革を実現するためには、少人数学級や加配教職員の増員、少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編成標準は2028年度までに35人に引き下げられることになっている。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子ども達が全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにするためには、条件整備が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識し、2027年度の政府予算において、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 教育環境改善のために、すべての職種において計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、高等学校での35人学級を早急に実施すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級の編成基準の見直しや「2複」の解消などに向けて尽力すること。
4. 実質的に定数以上の児童が同空間で授業を受けるケースが存在するため、小中学校の通常学級の編成にあたっては、特別支援学級の人数を学級編成人数に含めてカウントすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8年 6月30日

大分県中津市議会